

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和6年9月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 (1) 実質再エネ四国 A プラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に供給契約を変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 (1) 実質再エネ四国 A プラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>(2) 実質再エネ四国 B プラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に供給契約を変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>(2) 実質再エネ四国 B プラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>9 電力需要 実質再エネ動力プラン</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>イ—お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><input type="checkbox"/> 契約電力が原則として50キロワット未満であること</p> <p><u>ハ</u> 1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<input type="checkbox"/>に該当し、かつ、<u>ハ</u>の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>9 電力需要 実質再エネ動力プラン</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>イ</u> 契約電力が原則として50キロワット未満であること</p> <p><input type="checkbox"/> 1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>イ</u>に該当し、かつ、<input type="checkbox"/>の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

旧	新
<p>1 適用 (1)～(2) (省略) (新規追加)</p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 (1) 食ベとエコプラン四国 A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <u>(ロ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>1 適用 (1)～(2) (省略) <u>(3) 本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</u></p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 (1) 食ベとエコプラン四国 A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>(イ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 食ベとエコプラン（四国電力エリア【低圧】） 令和7年7月1日実施

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅱ)に該当し、かつ、(Ⅳ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 食ベとエコプラン四国 B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p>(Ⅱ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p>(Ⅳ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(Ⅱ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 食ベとエコプラン四国 B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p>(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p>(Ⅱ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 食べとエコプラン（四国電力エリア【低圧】） 令和7年7月1日実施

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅱ)に該当し、かつ、(Ⅱ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(Ⅱ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネ食ベとエコプラン（四国電力エリア【低圧】） 令和7年7月1日実施

旧	新
<p>1 適用 (1)～(2) (省略) (新規追加)</p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>9 電灯需要 (1) 実質再エネ食ベとエコプラン四国 A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <u>(ロ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>1 適用 (1)～(2) (省略) <u>(3) 本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</u></p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>9 電灯需要 (1) 実質再エネ食ベとエコプラン四国 A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>(イ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅱ)に該当し、かつ、(Ⅳ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 実質再エネ食ベとエコプラン四国 B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p>(Ⅱ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p>(Ⅳ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(Ⅱ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 実質再エネ食ベとエコプラン四国 B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p>(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p>(Ⅱ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネ食ベとエコプラン（四国電力エリア【低圧】） 令和7年7月1日実施

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅱ)に該当し、かつ、(Ⅳ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅰ)に該当し、かつ、(Ⅳ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和6年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>6 電灯需要 (1) エネワンハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>6 電灯需要 (1) エネワンハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>(2) エネワンバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客様が1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>(2) エネワンバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>(3) エネワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>(3) エネワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和6年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 (1) 実質再エネハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 (1) 実質再エネハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>(2) 実質再エネバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>(2) 実質再エネバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>(3) 実質再エネワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>(3) 実質再エネワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>1 適用 (1)～(2) (省略) (新規追加)</p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>7 電灯需要 (1) 食ベとエコハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <u>(ロ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>1 適用 (1)～(2) (省略) <u>(3) 本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</u></p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>7 電灯需要 (1) 食ベとエコハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>(イ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(イ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 食べとエコバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 食べとエコバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(3) 食ベとエコワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(3) 食ベとエコワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅱ)に該当し、かつ、(Ⅲ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>□～ホ（省略）</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅰ)に該当し、かつ、(Ⅱ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>□～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>1 適用 (1)～(2) (省略) (新規追加)</p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>9 電灯需要 (1) 実質再エネ食ベとエコハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <u>(ロ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>1 適用 (1)～(2) (省略) <u>(3) 本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</u></p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>9 電灯需要 (1) 実質再エネ食ベとエコハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>(イ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 実質再エネ食ベとエコバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(2) 実質再エネ食ベとエコバリュー</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(Ⅱ)に該当し、かつ、(Ⅳ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(3) 実質再エネ食ベとエコワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p>(Ⅱ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p>(Ⅳ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(Ⅱ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(3) 実質再エネ食ベとエコワンダフル</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p>(イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p>(Ⅱ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ⅱ)に該当し、かつ、(ⅳ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>□～ホ（省略）</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ⅱ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>□～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和 7 年 4 月 1 日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 実質再エネ四国 B プラン L</p> <p>(1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ—お客さまが 1 年を通じて本定義書の適用を希望されること <input type="checkbox"/> 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50 キロボルトアンペア未満であること <input checked="" type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<input type="checkbox"/>に該当し、かつ、<input checked="" type="checkbox"/>の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降 1 年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和 7 年 7 月 1 日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 実質再エネ四国 B プラン L</p> <p>(1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <input checked="" type="checkbox"/> 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50 キロボルトアンペア未満であること <input type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<input checked="" type="checkbox"/>に該当し、かつ、<input type="checkbox"/>の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

旧	新
<p>1 適用 (1)～(2) (省略) (新規追加)</p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>7 電灯需要 食べとくエコプラン四国 B-L (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること □ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること △ 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>1 適用 (1)～(2) (省略) <u>(3) 本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</u></p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>7 電灯需要 食べとくエコプラン四国 B-L (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること □ 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>□</u>に該当し、かつ、<u>△</u>の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降 1 年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>△</u>に該当し、かつ、<u>□</u>の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

旧	新
<p>1 適用 (1)~(2) (省略) (新規追加)</p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>9 電灯需要 実質再エネ食ベとエコプラン四国 B-L (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ—お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <input type="checkbox"/> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること <input checked="" type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>1 適用 (1)~(2) (省略) <u>(3) 本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</u></p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>9 電灯需要 実質再エネ食ベとエコプラン四国 B-L (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <input checked="" type="checkbox"/> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること <input type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>□</u>に該当し、かつ、<u>△</u>の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降 1 年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>△</u>に該当し、かつ、<u>□</u>の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電力需要 実質再エネ動力プランL</p> <p>(1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>イ お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><input type="checkbox"/> 契約電力が原則として50キロワット未満であること</p> <p><u>ハ</u> 1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<input type="checkbox"/>に該当し、かつ、<u>ハ</u>の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電力需要 実質再エネ動力プランL</p> <p>(1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>イ</u> 契約電力が原則として50キロワット未満であること</p> <p><input type="checkbox"/> 1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>イ</u>に該当し、かつ、<input type="checkbox"/>の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

旧	新
<p>1 適用 (1)～(2) (省略) (新規追加)</p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和6年9月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 エネワンEプランT (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ—お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <input type="checkbox"/> 6（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。 <input checked="" type="checkbox"/> 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること <input checked="" type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>1 適用 (1)～(2) (省略) <u>(3) 需要場所と同一地点において、当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に太陽光発電設備を低圧で連係しているお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</u></p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 エネワンEプランT (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <input checked="" type="checkbox"/> 6（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。 <input type="checkbox"/> 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること <input checked="" type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ホ 当社が指定する代理店の供給契約申込書による申込みであること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、ハに該当し、かつ、ニの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないもしくは需要場所と同一地点において、当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に太陽光発電設備を低圧で連係しているお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>ニ 当社が指定する代理店の電力供給申込書による申込みであること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、ハに該当し、かつ、ハの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

旧	新
<p>1 適用 (1)～(2) (省略) (新規追加)</p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和6年9月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 エネワンEプランS (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ お客様が1年を通じて本定義書の適用を希望されること ロ 6（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。 ハ 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること ニ 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>	<p>1 適用 (1)～(2) (省略) <u>(3) 需要場所と同一地点において、当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に太陽光発電設備を低圧で連係しているお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</u></p> <p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 エネワンEプランS (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) イ 6（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。 ロ 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること ハ 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p>

旧	新
<p>ホ 当社が指定する代理店の供給契約申込書による申込みであること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、ハに該当し、かつ、ニの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないもしくは需要場所と同一地点において、当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に太陽光発電設備を低圧で連係しているお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>ニ 当社が指定する代理店の電力供給申込書による申込みであること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、ハに該当し、かつ、ハの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和6年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>6 電灯需要 坊っちゃんプラン (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ—お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <input type="checkbox"/> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <input checked="" type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<input type="checkbox"/>に該当し、かつ、<input checked="" type="checkbox"/>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>6 電灯需要 坊っちゃんプラン (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <input checked="" type="checkbox"/> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <input type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<input checked="" type="checkbox"/>に該当し、かつ、<input type="checkbox"/>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 坊っちゃんプラン（四国電力エリア【低圧】） 令和7年7月1日実施

旧			新
<p style="color: red;">附則</p> <p style="color: red;">本定義書の実施にともなう切替措置</p> <p style="color: red;">令和6年3月31日以前から電気の供給が継続し、令和6年4月1日から令和6年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は、6（電灯需要）（4）にかかわらず、次のとおりといたします。</p>			(削除)
最低料金	±契約につき最初の100キロワット時まで	3,597円00銭	
電力量料金	100キロワット時をこえ300キロワット時までの ±1キロワット時につき	34円92銭	
	300キロワット時をこえる ±1キロワット時につき	39円54銭	

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和6年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>6 電灯需要 リトル坊っちゃんプラン (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ—お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <input type="checkbox"/> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <input checked="" type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<input type="checkbox"/>に該当し、かつ、<input checked="" type="checkbox"/>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>6 電灯需要 リトル坊っちゃんプラン (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <input checked="" type="checkbox"/> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <input type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<input checked="" type="checkbox"/>に該当し、かつ、<input type="checkbox"/>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 リトル坊っちゃんプラン（四国電力エリア【低圧】） 令和7年7月1日実施

旧		新										
<p style="color: red;">附則</p> <p style="color: red;">本定義書の実施ともなう切替措置</p> <p style="color: red;">令和6年3月31日以前から電気の供給が継続し、令和6年4月1日から令和6年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は、6（電灯需要）（4）にかかわらず、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">最低料金</td> <td style="width: 65%;">±契約につき最初の11キロワット時まで</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">623円00銭</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">電力量料金</td> <td>±11キロワット時をこえ120キロワット時までの ±1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">30円66銭</td> </tr> <tr> <td>±120キロワット時をこえ300キロワット時までの ±1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">37円28銭</td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる ±1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">40円79銭</td> </tr> </table>		最低料金	±契約につき最初の11キロワット時まで	623円00銭	電力量料金	±11キロワット時をこえ120キロワット時までの ±1キロワット時につき	30円66銭	±120キロワット時をこえ300キロワット時までの ±1キロワット時につき	37円28銭	300キロワット時をこえる ±1キロワット時につき	40円79銭	<p>(削除)</p>
最低料金	±契約につき最初の11キロワット時まで	623円00銭										
電力量料金	±11キロワット時をこえ120キロワット時までの ±1キロワット時につき	30円66銭										
	±120キロワット時をこえ300キロワット時までの ±1キロワット時につき	37円28銭										
	300キロワット時をこえる ±1キロワット時につき	40円79銭										

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和6年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>6 電灯需要 ビッグ坊っちゃんプラン (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ—お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <input type="checkbox"/> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <input checked="" type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<input type="checkbox"/>に該当し、かつ、<input checked="" type="checkbox"/>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>6 電灯需要 ビッグ坊っちゃんプラン (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <input checked="" type="checkbox"/> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること <input type="checkbox"/> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<input checked="" type="checkbox"/>に該当し、かつ、<input type="checkbox"/>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 野だいこプラン（四国電力エリア【低圧】） 令和7年7月1日実施

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和6年9月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電力需要 野だいこプラン (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ—お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <input type="checkbox"/> 契約電力が原則として50キロワット未満であること <u>ハ</u> 1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること ただし、1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<input type="checkbox"/>に該当し、かつ、<u>ハ</u>の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電力需要 野だいこプラン (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>イ</u> 契約電力が原則として50キロワット未満であること <input type="checkbox"/> 1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること ただし、1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>イ</u>に該当し、かつ、<input type="checkbox"/>の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電力需要 ビッグ野だいこプラン (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ—お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること <input type="checkbox"/> 契約電力が原則として50キロワット未満であること <u>ハ</u> 1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること ただし、1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<input type="checkbox"/>に該当し、かつ、<u>ハ</u>の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電力需要 ビッグ野だいこプラン (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>イ</u> 契約電力が原則として50キロワット未満であること <input type="checkbox"/> 1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること ただし、1需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>イ</u>に該当し、かつ、<input type="checkbox"/>の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 (1) 坊っちゃん食べとくエコプラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和7年7月1日</u>から実施いたします。</p> <p>8 電灯需要 (1) 坊っちゃん食べとくエコプラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>(2) リトル坊っちゃん食べとくエコプラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>(2) リトル坊っちゃん食べとくエコプラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>(3) ビッグ坊っちゃん食べとくエコプラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>(3) ビッグ坊っちゃん食べとくエコプラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>(4) 赤シャツ食べとくエコプラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>(4) 赤シャツ食べとくエコプラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>(5) ビッグ赤シャツ食べとくエコプラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>(5) ビッグ赤シャツ食べとくエコプラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ロ)</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(イ)</u>に該当し、かつ、<u>(ロ)</u>の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>

旧	新
<p>(6) マドンナライフ食べとくエコプラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること</p> <p><u>(ロ)</u> 6（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること</p> <p>なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。</p> <p><u>(ハ)</u> 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ニ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ハ)</u>に該当し、かつ、(ニ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>	<p>(6) マドンナライフ食べとくエコプラン</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ)</u> 6（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること</p> <p>なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。</p> <p><u>(ロ)</u> 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</p> <p><u>(ハ)</u> 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、<u>(ロ)</u>に該当し、かつ、<u>(ハ)</u>の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p>